

目 次

条 例

- 津市まちづくり振興基金条例
- 津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例
- 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例
- 津市ふるさと振興基金条例の一部を改正する条例
- 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市特別会計条例の一部を改正する条例
- 津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 津市介護保険条例の一部を改正する条例
- 津市農業共済条例の一部を改正する条例
- 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市簡易水道条例の一部を改正する条例
- 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

規 則

- 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 三重短期大学地域連携センター設置規則
- 津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市物品会計規則の一部を改正する規則
- 三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
- 津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

告 示

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

地縁による団体の認可

地縁による団体の認可

財政公表

下水道排水設備指定工事店 の指定の停止

公 告

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

都市公園の設置及び供用開始

教育委員会規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任

高野井土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示

高野井土地改良区総代会総代選挙における当選人

高野井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

水道局規程

津市水道局分課規程の一部を改正する規程

消防本部訓令

津市消防防災指導センター設置規程

三重短期大学規程

三重短期大学学則等の一部を改正する規程

三重短期大学学則等の一部を改正する規程

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市まちづくり振興基金条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 | 号

津市まちづくり振興基金条例

(設置)

第1条 本市における住民の一体感の醸成及び地域振興に必要な財源を確保することにより、本市のまちづくり振興事業（以下「事業」という。）の推進に寄与するため、津市まちづくり振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の推進のために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の積立てのために起こした地方債について処分しようと

する日の属する年度の前年度末の時点における償還済みの額の範囲内において、事業の推進のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 2 号

津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民に憩いと集いの場を提供し、住民相互の交流を図るとともに、本市の中心市街地の活性化及び賑わいの創出を図るため、交流館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市まん中交流館
- (2) 位置 津市大門7番15号

(使用の許可)

第4条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、交流館の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 施設にあっては使用しようとする日の20日前までに、設備器具にあっては使用しようとする日の3日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第12条 使用者その他交流館を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第13条 市長は、交流館の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示を

することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第14条及び別表の規定は、同年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 施設の使用料

単位 円

施設	使用区分	使用時間1時間当たりの使用料
レクリエーション室	営利又は宣伝を目的とする場合	1,000
	その他の場合	500
研修室	営利又は宣伝を目的とする場合	1,000
	その他の場合	500
会議・展示室	営利又は宣伝を目的とする場合	1,000
	その他の場合	500
〔備考〕 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。		

2 設備器具の使用料

単位 円

名称	区分	使用時間1時間当たりの使用料
音響設備	1式	100
プロジェクター	1台	100
スクリーン	1式	100
〔備考〕 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又は使用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。		

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第3号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 4 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項から第5項までの規定中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第5号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「場合」の次に「（勤務した時間が1時間に満たない場合を除く。）」を加える。

附則第12項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（消防長等の勤勉手当の特例）

13 当分の間、消防長及び三重短期大学学長の職にある職員に係る第35条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の95」とあるのは、「100分の92.5」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 6 号

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例
津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例（平成18年津市条例第46号）
の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条を削り、第15条を第13条とし、第16条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市ふるさと振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 7 号

津市ふるさと振興基金条例の一部を改正する条例

津市ふるさと振興基金条例（平成18年津市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 基金は、基金の残高から基金の積立てのために起こした地方債の未償還の額を除いた額の範囲内において、事業の推進のために充てる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 7 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第10建築物に関する確認の項中「5,000円」を「8,000円」に、「9,000円」を「19,000円」に、「14,000円」を「41,000円」に、「19,000円」を「63,000円」に、「34,000円」を「107,000円」に、「48,000円」を「155,000円」に、「140,000円」を「231,000円」に、「240,000円」を「341,000円」に、「460,000円」を「610,000円」に改め、同表建築設備に関する確認の項中「9,000円」を「23,000円」に、「5,000円」を「10,000円」に改め、同表工作物に関する確認の項中「8,000円」を「17,000円」に、「4,000円」を「7,000円」に改め、同表建築物に関する完了検査（特定工程に係る建築物を除く。）の項中「10,000円」を「17,000円」に、「12,000円」を「22,000円」に、「16,000円」を「36,000円」に、「22,000円」を「51,000円」に、「36,000円」を「67,000円」に、「50,000円」を「95,000円」に、「120,000円」を「171,000円」に、「190,000円」を「244,000円」に、「380,000円」を「449,000円」に改め、同表建築物に関する完了検査（特定工程に係る建築物に限る。）の項中「9,000円」を「17,000円」に、「11,000円」を「21,000円」に、「15,000円」を「34,000円」に、「21,000円」を「49,000円」に、「35,000円」を「64,000円」に、「47,000円」を「89,000円」に、「110,000円」を「164,000円」に、「180,

000円」を「237,000円」に、「370,000円」を「443,000円」に改め、同表建築設備に関する完了検査の項中「13,000円」を「41,000円」に改め、同表工作物に関する完了検査の項中「9,000円」を「29,000円」に改め、同表建築物に関する中間検査の項中「9,000円」を「17,000円」に、「11,000円」を「21,000円」に、「15,000円」を「33,000円」に、「20,000円」を「47,000円」に、「33,000円」を「62,000円」に、「45,000円」を「84,000円」に、「100,000円」を「143,000円」に、「160,000円」を「204,000円」に、「330,000円」を「391,000円」に改め、同表用途地域における建築等の許可の項中「用途地域」を「用途地域等」に改める。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

津市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第9号

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市特別会計条例（平成18年津市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 津市後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業
附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第10号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 11 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「含む」の次に「。次条第2項において同じ」を加える。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第6条第1項中「本市は」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第8条第1項中「並びに」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第9条中「退職被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。）又は退職被保険者の被扶養者（同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ）」を「法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という）に、「にあつては」を「には」に改め、「総額」の次に「（以下「基礎賦課総額」という。）」を加え、同条第1号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金」を「高齢者医療確

保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）に改め、「から、法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を削り、「老人保健拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金をいう。以下同じ）」を「前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という）」に改め、「（退職被保険者及び退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。）」を削り、「支給に要する費用の額並びに」の次に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を、「合算額」の次に「から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第2号中「負担金（」の次に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに」を、「による調整交付金（」及び「都道府県調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え、「第72条の3第1項の規定による繰入金」を「第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5の規定による負担金」に、「第74条及び」を「第74条の規定による補助金、法」に改め、「補助金（」の次に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え、「、同条の規定による貸付金（」を「及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに）」に、「費用及び」を「費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「第72条の4」を「附則第7条第1項」に改め、「療養給付費等交付金」の次に「（以下「療養給付費等交付金」という。）」を加える。

第10条中「とき」を「場合に」に改める。

第11条第1項中「次条、第14条、第19条及び第20条において」を「以下」に、「次条第1項第1号」を「、次条第1項第1号」に改める。

第12条第1項第1号中「額を」の次に「一般被保険者に係る」を加え、「にあっては」を「には」に改め、同項第2号中「賦課期日」を「初日」に、「

得た数」を「得た額」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の10分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第13条中「にあつては」を「には」に改める。

第14条中「第12条第1号」を「第12条第1項第1号」に改める。

第15条の見出し中「及び世帯別平等割額」を削り、同条中「及び世帯別平等割額」を削り、「第12条第2号及び第3号」を「第12条第1項第2号」に、「額と」を「額と同額と」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第15条の2 第13条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

第16条中「53万円」を「47万円」に改め、同条の次に次の9条を加える。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第25条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高

齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の

50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合には、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第16条の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第16条の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）

第16条の8 第16条の6の被保険者均等割額は、第16条の5第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第16条の9 第16条の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額
（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第16条の10 第16条の3又は第16条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第24条及び第25条第1項において同じ。）は、12万円を超えることができない。

第17条中「にあつては」を「には」に、「ことに」を「ことと」に改め、同条第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改める。

第19条中「次条第1号」を「、次条第1項第1号」に改める。

第20条第1項第1号中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号中「賦課期日」を「初日」に、「得た数」を「得た額」に改め、同項第3号中「賦課期日」を「初日」に、「得た数」を「得た額」に改める。

第21条中「8万円」を「9万円」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条の見出しを「（普通徴収に係る保険料の納期）」に改め、同条第1項中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改め、同条第5項中「納期」を「普通徴収に係る保険料の納期」に改める。

第24条第1項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第13条の基礎賦課額若しくは第16条の3若しくは第16条の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被

保険者数が減少した場合を除く。)における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。

第24条第2項中「し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった」を「した」に改め、「基礎賦課額」の次に「若しくは第16条の3若しくは第16条の6の後期高齢者支援金等賦課額」を加え、「同条第4項」を「同条第2項若しくは第3項」に改め、「それぞれ」を削り、「し、又は被保険者数が減少した」を「した」に、「第5号」を「第8号」に、「し、又は減少した」を「した」に改め、「若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日」を削る。

第25条第1項中「53万円」を「47万円」に改め、同項第1号中「及び当該年度」を「、当該年度」に改め、「その世帯に属する被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同項第2号中「)の数」の次に「と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数」を加え、同項第3号中「属する被保険者の数」の次に「と特定同一世帯所属者の数の合計数」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第16条の3又は第16条の6」と、「47万円」とあるのは「12万円」と読み替えるものとする。

第25条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「第1項」に、「第1項」を「同項」に、「53万円」を「47万円」に、「8万円」を「9万円」に改め、「と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第4項において読み替える場合を含む。)」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号(第4項において読み替える場合を含む。)」」を削り、同項を同条第3項とする。

第30条第1項中「災害等により生活が著しく困難となった者及びこれに準

ずると認められる者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

附則第7項を削る。

附則第8項の見出し中「平成19年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に改め、同項中「平成19年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に、「附則第16項第1号」を「附則第26条第1項第1号」に、「法附則第17項」を「同条第2項」に、「法附則第16項第2号」を「同条第1項第2号」に、「附則第16項」を「附則第26条第1項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「国民健康保険の」及び「以下「特定公的年金等控除額」という。」を削り、同項を附則第8項とする。

附則第10項から附則第13項までを削る。

附則第14項中「及びその世帯」を「又はその世帯」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第15項中「及びその世帯」を「又はその世帯」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第16項中「国民健康保険の」を削り、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第17項中「において準用する同条第1項」を削り、同項を附則第12項とする。

附則第18項中「附則第35条の3第11項において準用する同条第3項」を「附則第35条の3第13項」に、「附則第16項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第19項中「及びその世帯」を「又はその世帯」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第20項中「国民健康保険の」を削り、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第21項中「において準用する同条第1項」を削り、同項を附則第16項とし、同項の次に次の2項を加える。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の算定の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第11条及び第25条の規定の適用については、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額

又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第25条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、同項第2号及び第3号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の算定の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第11条及び第25条の規定の適用については、第11条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第25条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、同項第2号及び第3号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附則第22項を附則第19項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例第8条から第16条の10まで、第21条、第24条及び第25条の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第12号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の前の見出し中「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の改正令（以下この項において「新改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第1号に該当するもの 47,410円
- (2) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 51,980円
- (3) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第8

条第1号に該当するもの 57, 130円

(4) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 61, 700円

(5) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当するもの 66, 270円

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険条例の規定は、平成20年度分に係る保険料について適用し、平成19年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 13 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表第2 水稻の項中「3.085」を「2.657」に、「1.542500」を「1.328500」に、「1.581」を「1.361」に、「0.790500」を「0.680500」に、「1.188」を「1.023」に、「0.594000」を「0.511500」に、「1.057」を「0.910」に、「0.528500」を「0.455000」に、「1.028」を「0.886」に、「0.514000」を「0.443000」に、「1.137」を「0.979」に、「0.568500」を「0.489500」に、「1.921」を「1.645」に、「0.960500」を「0.822500」に、「0.984」を「0.842」に、「0.492000」を「0.421000」に、「0.740」を「0.633」に、「0.370000」を「0.316500」に、「0.658」を「0.563」に、「0.329000」を「0.281500」に、「0.640」を「0.548」に、「0.320000」を「0.274000」に、「0.708」を「0.606」に、「0.354000」を「0.303000」に、「8.042」を「7.179」に、「4.021000」を「3.589500」に、「4.121」を「3.677」に、「2.060500」を「1.838500」に、「3.097」を「2.764」に、「1.548500」を「1.382000」に、「2.755」を「2.459」に、「1.377500」を「1.229500」に、「2.680」を「2.394」に、「1.340000」を「1.197000」に、「2.964」を「2.645」に、「1.482000」を「1.322500」に、「2.835」

を「2. 459」に、「1. 417500」を「1. 229500」に、「1. 453」を「1. 260」に、「0. 726500」を「0. 630000」に、「1. 092」を「0. 947」に、「0. 546000」を「0. 473500」に、「0. 971」を「0. 842」に、「0. 485500」を「0. 421000」に、「0. 945」を「0. 820」に、「0. 472500」を「0. 410000」に、「1. 045」を「0. 906」に、「0. 522500」を「0. 453000」に、「8. 444」を「7. 542」に、「4. 222000」を「3. 771000」に、「4. 327」を「3. 863」に、「2. 163500」を「1. 931500」に、「3. 252」を「2. 904」に、「1. 626000」を「1. 452000」に、「2. 893」を「2. 583」に、「1. 446500」を「1. 291500」に、「2. 814」を「2. 515」に、「1. 407000」を「1. 257500」に、「3. 112」を「2. 779」に、「1. 556000」を「1. 389500」に改め、同表表1類の項中「11. 281」を「10. 690」に、「5. 290789」を「5. 024300」に、「8. 776」を「8. 317」に、「4. 115944」を「3. 908990」に、「7. 626」を「7. 226」に、「3. 576594」を「3. 396220」に、「6. 295」を「5. 965」に、「2. 952355」を「2. 803550」に、「5. 640」を「5. 345」に、「2. 645160」を「2. 512150」に、「7. 786」を「7. 378」に、「3. 651634」を「3. 467660」に、「7. 969」を「7. 528」に、「3. 801213」を「3. 605912」に、「6. 199」を「5. 857」に、「2. 956923」を「2. 805503」に、「5. 387」を「5. 089」に、「2. 569599」を「2. 437631」に、「4. 447」を「4. 201」に、「2. 121219」を「2. 012279」に、「3. 984」を「3. 764」に、「1. 900368」を「1. 802956」に、「5. 500」を「5. 196」に、「2. 623500」を「2. 488884」に、「17. 088」を「16. 365」に、「7. 911744」を「7. 576995」に、「13. 294」を「12. 733」に、「6. 155122」を「5. 895379」に、「11. 552」を「11. 062」に、「5. 348576」を「5. 121706」に、「9. 535」を「9. 132」に、「4. 414705」を「4. 228116」に、「8. 543」を「8. 183」に、「3. 955409」を「3.

788729」に、「11.794」を「11.295」に、「5.460622」を「5.229585」に改め、同表麦2類～麦5類の項中「7.786」を「7.378」に、「3.651634」を「3.467660」に、「5.500」を「5.196」に、「2.623500」を「2.488884」に、「11.794」を「11.295」に、「5.460622」を「5.229585」に改める。

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稻にあっては平成20年産のものから、麦にあっては平成21年産のものから適用し、平成20年産の麦については、なお従前の例による。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第14号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第7条第2項中「前条第1項各号」を「前条第1項第1号から第4号まで」に改め、同条第3項中「、第3号及び第4号」を「及び第3号から第5号まで」に改める。

第8条第2項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第15条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の承認を得ようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第46条第1項に次の1号を加える。

- (7) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

第46条第4項中「第5号まで」の次に「又は第7号」を加える。

別表東城山簡耐住宅の項を削り、同表藤ヶ丘団地の項中「524番地40」を「524番地27、524番地29～524番地40」に、「72」を「7

1」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第15号

津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第216
号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (4) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等
に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第17条第1項に次の1号を加える。

- (7) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第16号

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

- 4 当分の間、第3条第4項の規定の適用については、同項中「職員の例」とあるのは、「職員（勤勉手当にあっては津市職員の給与に関する条例附則第13項に規定する職員）の例」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第17号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

津市簡易水道条例（平成18年津市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第1第14項及び第15項中「及び下太郎生簡易水道」を「、下太郎生簡易水道及び中太郎生西簡易水道」に改め、同表第16項中「及び中太郎生東簡易水道」を「、中太郎生東簡易水道及び中太郎生西簡易水道」に改め、同表に次の1項を加える。

18 中太郎生西簡易水道

給水区域	美杉町太郎生の一部（上太郎生簡易水道、中太郎生東簡易水道及び下太郎生簡易水道の給水区域を除く。）
給水人口	350人
1日最大給水量	175立方メートル

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第19号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（給料月額の特例）」を付し、同項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（勤勉手当の特例）

- 3 当分の間、第4条第2項の規定の適用については、同項中「一般職に属する本市の職員の例」とあるのは、「津市職員の給与に関する条例附則第13項に規定する職員の例」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第19号

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成18年津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の表津市白山消防署の項中「津市白山町南家城294番地」を「津市白山町南家城2761番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第 20 号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第135号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

(津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例及び津市応急診療所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る使用料について適用し、同日前に行われた診療に係る使用料については、なお従前の例による。

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第27号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成18年津市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「市長公室」を「政策財務部」に改め、同号中エを削り、オをエとし、エの次に次のように加える。

オ スポーツ・文化振興室の所管に関する事項

第2条第1号キ中「収入役室」を「会計管理室」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

津市長 松田直久

津市条例第22号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 19 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 6 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯」を加え、「32,000 円」を「20,000 円」に、「80,000 円」を「50,000 円」に、「112,000 円」を「70,000 円」に、「160,000 円」を「103,000 円」に、「284,000 円」を「258,000 円」に、「408,000 円」を「413,000 円」に改め、同表備考 2 中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）」を削り、「から第 3 項まで」を「及び第 2 項、第 41 条の 2、第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに第 41 条の 19 の 3 第 1 項」に改め、同表備考 4 中「又は」を「若しくは」に改め、「入園している児童」の次に「、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所している児童又は児童デイサービスを利用している児童」を加える。

附 則

この附則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 74 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）」に、「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）による社会保険診療報酬支払基金」を「高齢者医療確保法第 48 条の規定により設立された三重県後期高齢者医療広域連合」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

福祉医療費受給資格証交付申請書

申請書番号

福祉医療費受給資格証交付申請書						申請書番号		届出年月日		年 月 日				
区分	1 心障	2 一人親等	3 乳幼児	4 妊産婦	5 障害	6 65心障	取得年月日		年 月 日					
受給資格証番号					親子区分	有効期間		年 月 日						
対象者	氏名	(フリガナ)				性別	男・女	生年月日	年 月 日		津市使用欄			
	住所													
申請事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	電話			
配偶者 又は 保護者	氏名					対象者から みた続柄		津市 使用欄		電話				
	住所													
扶養義務者	氏名					対象者から みた続柄		津市 使用欄		電話				
	住所													
加入医療保険	被保険者証記号・番号		記号			番号								
	被保険者 (組合員 世帯主)	氏名					対象者から みた続柄		津市 使用欄		電話			
		住所												
	対象者の資格取得(認定)年月		年 月 日				資格区分	1 本人	2 家族	3 退本人	4 退扶養			
	発行機関 (保険者)	所在地												
		名称	国民健康保険 社会保険事務所			健康保険組合 共済組合			広域連合 支部					
保険者番号 (左づめ)							種別	1 国保	2 政管	3 組合	4 日雇	5 船員	6 共済	7 後期
振込口座	銀行 信用金庫 農協			店 支店 出張所		(フリガナ)								
	預金種別	普通・総合		口座番号 (左づめ)			口座名義人							
当座		金融機関コード												
口座名義人が申請者と異なる場合に記入してください。 福祉医療費の受領を上記口座名義人に委任します。														

※太線の枠内を記入してください。

上記のとおり申請します。医療費助成に関する所得状況等の必要事項を調査することを承諾します。

年 月 日
(あて先) 津市長

申請者
(保護者等)

住所 _____
氏名 _____



第3号様式その2（表）中「（組合員・世帯主）」を削る。

第7号様式中「第三者行為及び老人保健該当者」を「第三者行為及び後期高齢者医療該当者」に改める。

第8号様式中「第三者行為分・老人保健該当分」を「第三者行為及び後期高齢者医療該当者」に改める。

第11号様式中

1 国保	2 政管	3 組合		1 国保	2 政管	3 組合	
4 日雇	5 船員	6 共済		4 日雇	5 船員	6 共済	

を

1 国保	2 政管	3 組合	4 日雇	1 国保	2 政管	3 組合	4 日雇
5 船員	6 共済	7 後期		5 船員	6 共済	7 後期	

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則第12条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

津市隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 6 号

津市隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（休館日等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる日において条例第4条に規定する事業を行うために市長が必要と認めるときは、隣保館を開館することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

三重短期大学地域連携センター設置規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 9 号

三重短期大学地域連携センター設置規則

(設置)

第 1 条 三重短期大学における教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域への貢献及び地域との連携を推進するため、三重短期大学地域連携センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育研究の成果の地域社会への公開に関する事。
- (2) 地域の問題に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 地域連携講座の開催等を通じた生涯学習の推進に関する事。
- (4) 地方公共団体、地域の大学及び関係団体との連携に関する事。
- (5) その他三重短期大学における地域連携に関する事。

(職員)

第 3 条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。

2 センター長の任免は、学長の申出に基づき、市長が行う。

3 センター長は、教授、准教授又は講師をもって充て、学長の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 センター長の任期は、2 年とする。

5 センター長は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 三重短期大学事務分掌規則（平成 18 年津市規則第 214 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 三重短期大学地域連携センターに関する事。

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月 21 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 10 号

津市都市計画法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市都市計画法施行取扱規則（平成18年津市規則第194号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第6号様式の2」を「第6号様式の4」に改め、同条第3項中「第6号様式の3」を「第6号様式の5」に改め、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（既存権利届出書等）

第6条の2 法第34条第13号に規定する届出をしようとする者は、既存権利届出書（第6号様式の2）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、既存権利届出受理書（第6号様式の3）を届出者に交付するものとする。

第10条の次に次の2条を加える。

（工程報告等）

第10条の2 開発許可を受けた者は、開発区域の防災状況等を把握するため、市長が必要と認める場合においては、工事の施行状況について市長に報告しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、工事の施行に当たり不測の事態により災害が発生したときは、その復旧等適切な措置を講ずるとともに、速やかに開発行為に係る災害の発生について市長に報告しなければならない。

（工事の中止及び再開）

第10条の3 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を中止したとき、又は中止の届出をした工事を再開したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

第11条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 完成図（土地利用計画図、造成計画平面図、排水計画平面図等）

(3) 開発行為により設置した公共施設等の所有権移転届出書（第11号様式

の2)及び開発行為により設置した公共施設等の維持管理引継申出書(第11号様式の3)

(4) 別表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表右欄に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料

第16条に次の2項を加える。

3 法第42条第2項に規定する協議を行おうとする国の機関は、予定建築物等以外の建築等協議書(第17号様式の2)に、第1項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の協議を確認したときは、予定建築物等以外の建築等協議確認書(第17号様式の3)を協議者に交付するものとする。

第25条を次のように改める。

(都市計画施設の区域内等における建築物の建築許可等の申請等)

第25条 法第53条第1項に規定する建築の許可を受けようとする者は、省令第39条第1項に規定する申請書に、同条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 建築物の各階平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する建築の許可をしたときは、都市計画施設の区域内等における建築許可書(第24号様式)を申請者に交付するものとする。

3 法第53条第2項において準用する法第42条第2項に規定する協議を行おうとする国の機関は、都市計画施設の区域内等における建築協議書(第24号様式の2)に、第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

第27条第1項第2号中「配置図」を「土地利用計画図」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

<p>擁壁工事（高さが1 m 以下のものを除く。）</p>	<p>(1) 根切りを完了したときの状況 (2) 基礎の配筋、厚さ及び幅 (3) 基礎設置地盤の地耐力及び基礎ぐいの耐力 (4) 壁体の配筋及び厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (5) 裏込め碎石の厚さ (6) 水抜き穴及びその周辺の状況</p>
<p>切土工事及び盛土工事</p>	<p>(1) 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの設置及び土の置換えその他の措置が確認できる施工状況（切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるとき及び盛土にて必要があるとき） (2) 盛土における撒き出し及び締固めの施工状況 (3) 急傾斜面に盛土をする場合における盛土工事開始前の段切りその他の措置 (4) 地下水排除工の施工状況</p>
<p>排水（雨水・汚水）施設工事</p>	<p>(1) 根切りを完了したときの状況 (2) 暗渠排水施設を敷設したときの状況</p>
<p>道路工事</p>	<p>(1) 道路を舗装する場合における路床及び路盤の施工状況 (2) 道路を舗装する場合における路盤の厚さ及び幅</p>
<p>給水施設工事及び貯水施設工事</p>	<p>(1) 根切りを完了したときの状況 (2) 底版又は床版等の配筋 (3) 給水管を敷設したときの状況</p>
<p>市長が指定する工事</p>	<p>市長が必要と認め指定する事項</p>

第 6 号様式の 3 を第 6 号様式の 5 とし、第 6 号様式の 2 を第 6 号様式の 4 とし、第 6 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第6号様式の2 (第6条の2関係)

既存権利届出書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名

Ⓜ

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電 話

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

市街化調整区域 となった年月日	年 月 日		建築若しくは建設する建築 物又は特定工作物の用途				
職 業	(法人にあつては その業務の内容)						
所在地及び地番	地目	公 簿 面 積 (㎡)	実 測 面 積 (㎡)	当 該 土 地 の 利 用 に 関 す る 権 利			
				種 類	内 容	取 得 年 月 日	所 有 者 氏 名


第6号様式の3（第6条の2関係）

既存権利届出受理書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）

年 月 日付けで提出された既存権利届出書を受理しました。

所在地及び地番並びに地目

土地の面積

予定建築物等の用途

第11号様式の次に次の2様式を加える。

第11号様式の2 (第11条関係)

開発行為により設置した公共施設等の所有権移転申出書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電 話

次の開発行為により設置した公共施設等 () に係る土地については、
別添のとおり登記承諾書等を提出しますので、所有権移転登記の手続を行うよう申し出
ます。

1 許 可 番 号 年 月 日 第 号

2 土地の表示

土 地 の 表 示						
市	町 (大字)	字	地 番	地 目	公 簿 面 積 (㎡)	実 測 面 積 (㎡)
津市						

第11号様式の3（第11条関係）

開発行為により設置した公共施設等の維持管理引継申出書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電 話〕

次の開発行為により設置した公共施設等については、津市において維持管理するよう
申し出ます。

- 1 許 可 番 号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 維持管理を引き継ぐ
公 共 施 設 等

第17号様式の次に次の2様式を加える。

第17号様式の2（第16条関係）

予定建築物等以外の建築等協議書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

所在地

名 称

協議者

代表者の氏名



電 話

都市計画法第42条第2項の規定により、協議をします。

開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
建築物若しくは特定工作物を建築若しくは建設しようとする土地又は用途の変更をしようとする建築物若しくは特定工作物の存する土地の所在地	
建築物又は特定工作物の用途	
敷地面積（区画面積）	
延べ床面積	
建築物若しくは特定工作物を建築若しくは建設し、又は用途の変更をしようとする理由	

第17号様式の3（第16条関係）

予定建築物等以外の建築等協議確認書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった次の建築等については、都市計画法第42条第2項の規定による協議が成立したことを確認します。

土地の所在地

建築物等の用途

第 2 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第24号様式の2 (第25条関係)

都市計画施設の区域内等における建築協議書

年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

所在地

名 称

協議者

代表者の氏名



電 話

都市計画法第53条第2項の規定により、協議をします。

建築物の敷地の所在及び地番	
建築物の構造	
新築、増築、改築又は移転の別	
敷地面積、建築面積及び延べ面積	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。